

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-19 改訂00

項目	コメント内容
除熱 (第16条)	<p>自主的に設置するバードスクリーン及び排気ルーバについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『第3-1表 施設と条文の対比一覧表』(p.614)において「更なる信頼性向上の観点から設置する設備」(p.612参照)として記載されていないが、その理由を説明すること。 ・それらの閉塞に関して、許可において「定期的な巡視により防止が可能」としている事項(p.344)については保安規定対応事項と考えるが、資料『①事業変更許可の基本方針について詳細設計で対応するもの及び運用(保安規定)で対応するものを技術基準の条文ごとに整理』でそのような表現になっていない理由を説明すること。

(回答)

- ・バードスクリーン及び排気ルーバは、設備には当たらない(使用済燃料貯蔵建屋の開口部に取り付ける部品)と判断したため、『第3-1表 施設と条文の対比一覧表』において「更なる信頼性向上の観点から設置する設備」(p.612参照)として記載しないこととした。
- ・以上の考え方により、バードスクリーン及び排気ルーバの閉塞に関して、資料『①事業変更許可の基本方針について詳細設計で対応するもの及び運用(保安規定)で対応するものを技術基準の条文ごとに整理』した設備のうち、保安規定対応事項の設備は、「使用済燃料貯蔵建屋」で読むこととしている。

以上